

糸満市風景づくり計画

平成 29 年 3 月 改訂版

糸満市



「つながりの豊かなまち」糸満の風景づくりをめざして



私たちのまち糸満市は、美しい海や森といった美しい自然環境に抱かれ、また、連綿と受け継がれてきた歴史資源や、旧暦文化に代表される文化的資源など、市民が誇るべき風景の宝に満ちあふれています。これらの宝は、糸満を愛する先人たちが、日々の暮らしの中でつないできた市民共有の財産であり、次の世代へと確実につないでいくことは、今に生きる私たちは一人一人に課せられた大きな責務であるといえます。

しかし、近年において、糸満らしい風景の変化が顕在化してきている場所もみられるようになってきたことも事実であります。そこで、この素晴らしい糸満の風景を、守り、つくり、そして育みながらつないでいくため、平成 26 年に良好な風景づくりの指針となる「糸満市風景づくり計画」を策定し、併せて「糸満市風景づくり条例」の制定を行いました。その後、ジョーグラー景観形成重点地区、国道 331 号沿道景観形成重点地区に次ぐ、本市 3 番目の景観形成重点地区として米須集落景観形成重点地区を指定するにあたり、平成 28 年に計画の改定および条例の改正を行いました。

風景づくりは、とても時間のかかる取り組みであると認識しております。そして、その取り組みは、市民、事業者、行政が協働で糸満市の将来像を描きながら取り組んでこそ実現できるものであると確信しております。子どもたちや孫たちの世代が、ふるさと糸満の風景に誇りをもち、そして愛してくれること。そのための風景づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後となりましたが、本風景づくり計画の策定に関しまして、糸満市風景づくり計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、市民会議、風景づくりシンポジウムへ参加していただいた皆さま、風景に関する市民アンケート調査にご協力を頂きました皆さま、また大変熱心な議論を頂きました、各地区部会、糸満地区協議会、米須集落部会参加者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

糸満市長 上原 昭

糸満市風景づくり計画 目次

第1章 計画策定の主旨	1
1-1. 風景づくりの動向	1
(1) 全国的動向	
(2) 沖縄県内の動向	
1-2. 糸満市の「風景づくり」の目的と意義	3
(1) 計画策定の背景と目的	
(2) 糸満市が「風景づくり」に取り組む意義	
(3) 「風景づくり計画」としている意味	
1-3. 風景づくり計画の位置づけと体系	5
(1) 計画の位置づけ	
(2) 協働による取り組みの推進	
(3) 「風景づくり計画」のねらい	
(4) 計画の体系	
第2章 糸満市の風景の特性と課題	10
2-1. 糸満市における風景の現況	10
(1) 糸満市の概要	
(2) 上位・関連計画からみた風景づくり	
(3) 市民意識（アンケート調査）からみた糸満市の風景	
2-2. 糸満市の風景資源	16
(1) 自然に関する風景資源	
(2) 歴史に関する風景資源	
(3) 生活環境に関する風景資源	
(4) 眺望に関する風景資源	
2-3. 風景の特性	25
(1) 風景の構造：風景の骨格を構成しているエリアと軸	
(2) 風景の拠点と軸の考え方	
(3) 類型ごとにみた風景の特性	
(4) 骨格ごとにみた風景の特性	
(5) 地域別にみた風景の特性	
2-4. 風景づくりの課題	43
(1) 近年の風景の変化	
(2) 対応していくべき課題	
第3章 風景づくり計画区域の設定	50
3-1. 区域設定の考え方	50
(1) 全市を対象とした風景づくりの必要性	
(2) エリアの設定にあたって	
3-2. 一般計画区域の設定	51
3-3. 景観形成重点地区の設定	52
(1) 重点地区の指定理由	
(2) 重点地区におけるまちづくり	
3-4. 景観形成重点地区候補地の設定	55

第4章 良好な風景づくりに関する方針	56
4-1. 風景づくりの基本理念	56
4-2. 基本方針	57
4-3. 類型ごとの景観形成方針	59
4-4. 骨格ごとの景観形成方針	60
4-5. エリアの景観形成方針	63
4-6. 重点地区の景観形成方針	65
(1) 重点地区の風景づくりのテーマ	
(2) 各重点地区の景観形成方針	
(3) 重点地区の将来イメージ	
(4) 重点地区の目指す風景	
第5章 良好な風景づくりのための行為の制限に関する事項	72
5-1. 届出対象行為	72
5-2. 届出対象外の行為	74
5-3. 景観形成基準	75
(1) エリアごとの景観形成基準	
(2) 重点地区の景観形成基準	
第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	82
6-1. 景観重要建造物の指定に関する事項	82
(1) 基本的な考え方	
(2) 景観重要建造物とは	
(3) 指定の方針	
6-2. 景観重要樹木の指定に関する事項	82
(1) 基本的な考え方	
(2) 景観重要樹木とは	
(3) 指定の方針	
(4) 景観重要樹木の指定	
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	84
7-1. 基本的な考え方	84
7-2. 景観重要公共施設とは	84
7-3. 指定の方針	84
7-4. 景観重要公共施設の指定	85
7-5. 指定候補	90
第8章 屋外広告物の表示などに関する事項	91
8-1. 基本的な考え方	91
8-2. 屋外広告物に関する景観誘導指針	91

第9章 実現に向けて～風景まちづくりの推進～ **93**

9-1. 協働で進める風景づくり 93

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 行政の役割
- (4) 団体（風景づくりに関する活動を行う NPO 法人、地域団体など）の役割

9-2. 市民意識の醸成に向けて 94

- (1) 表彰制度の実施
- (2) 広報、啓発に向けた取り組み
- (3) 助成金など支援制度の創設
- (4) 市民提案制度の創設

9-3. 風景づくり計画の運用 94

- (1) 景観形成重点地区の指定
- (2) 法令に基づく地域地区などの活用
- (3) 風景づくり計画の充実
- (4) 重点地区における風景づくりの助成制度
- (5) 風景づくりの推進体制
- (6) 届出の手続きと審査の流れイメージ
- (7) 公共工事におけるチェックシステム

9-4. 計画策定後の取り組みイメージ 99

- (1) 市民による風景づくりの展開イメージ
- (2) 行政の施策展開イメージ

参考資料 **100**

用語集 101

